９－２ テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ○次の①から⑥の要件、又は⑦の要件を満たすこと。 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）のうち、2K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、表１に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率（以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。）の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ②液晶テレビのうち、2K以上4K未満のものにあっては、エネルギー消費効率が当該区分の基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ③液晶テレビのうち、4K以上のものにあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に125/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が次の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、当該区分の基準エネルギー消費効率の数値。 イ．基準値２は、当該区分の基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ⑤リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①産業用のもの

②ブラウン管方式のもの

③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの

④映像を表示する装置であって直視型でないもの

⑤プラズマディスプレイ方式のもの

⑥受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

⑦ワイヤレス方式のもの

⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

⑨垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの（以下「8K」という。）

２　「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。以下同じ。

３　「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。以下同じ。

４　判断の基準⑤については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

７　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

８　判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①ア、判断の基準③ア又は判断の基準④アを満たし、かつ、判断の基準⑦を満たす場合は基準値１とする。

９　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

１０　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

１１　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいい、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。